

日 本 学 術 振 興 会
第 1 7 回 HOPE ミーティング
17th HOPE Meeting with Nobel Laureates
参加者募集要項

令和 7 (2025) 年 6 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science: JSPS) は、アジア・太平洋・アフリカ地域から選抜された優秀な大学院生等が、主として自然科学系ノーベル賞受賞者等の世界の知のフロンティアを開拓した人々との対話、同世代の研究者との交流、さらには人文学・社会科学分野の講演や芸術プログラムを通じて、より広い教養の涵養と人間性の陶冶を図り、将来の同地域の科学研究を担う研究者として飛躍する機会を提供するため、平成 1 9 (2007) 年度より HOPE ミーティングを開催しています。

この度、第 1 7 回 HOPE ミーティングへの日本側参加者を募集します。本会議の参加者には、上述の HOPE ミーティングの趣旨を理解し、アジア・太平洋・アフリカ地域の多様な文化や価値観を尊重しつつ、我が国及び同地域の科学研究の将来を担う人材として積極的にこの交流事業に参画することが期待されます。

2. 開催日程及び開催地

日 程：令和 8 (2026) 年 3 月 2 日 (月) ～ 3 月 6 日 (金)

(3 月 1 日 (日) 受付[予定])

開催形態：集合・対面形式 (ただし、講演者はオンライン参加になることがあります。)

開催地：茨城県つくば市 [予定]

※会議会場近辺に完全予約制の託児所を設ける予定です。

3. 使用言語

英語

4. 講演者

自然科学系ノーベル賞 3 分野 (物理学、化学、生理学・医学) の受賞者をはじめ、国内外の著名研究者を予定しています。

(参考) 第 1 6 回 HOPE ミーティング講演者

梶田 隆章	(2015 年ノーベル物理学賞)
Brian P. SCHMIDT	(2011 年ノーベル物理学賞)
Bernard L. FERINGA	(2016 年ノーベル化学賞)
Ada YONATH	(2009 年ノーベル化学賞)

Svante PÄÄBO

(2022 年ノーベル生理学・医学賞)

Andrew Zachary FIRE

(2006 年ノーベル生理学・医学賞)

5. 募集人数（日本側参加者）

20 名程度

※その他、アジア・太平洋及びアフリカの国・地域から合計約 90 名が参加予定

[第 17 回 HOPE ミーティング参加予定国・地域]

オーストラリア、バングラデシュ、中国、エジプト、インド、インドネシア、イスラエル、ケニア、韓国、マレーシア、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、セネガル、シンガポール、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ベトナム

6. プログラム（予定）

- (1) ノーベル賞受賞者等、著名研究者による講演
- (2) 講演者によるセミナー形式のグループディスカッション
- (3) 参加者によるポスター発表
- (4) 参加者チームによるプレゼンテーション
- (5) 文化プログラム、研究施設見学

※プログラムの詳細は、本会ウェブサイトにて順次公開します。

7. 参加者の義務

本会議への参加が決定した者は、本会の定めに従って、参加のために必要な書類、ポスター発表のアブストラクト、会議報告書などの必要書類を提出してください。また、会議には全日程参加することが義務づけられています。

8. 参加に伴う経費

参加費は無料です。

本会規程に基づき、次の経費を負担します。

- (1) 国内所属機関から会場への往復交通費

※海外機関に所属する方は、国内の到着空港（会場の最寄り空港）から会場への往復交通費

- (2) 会議期間中の宿泊費、食費、文化プログラム及び研究施設見学等に係る費用

※日当は支給しません。

※会議期間中の宿泊は、シングルルームを本会で手配します。

9. 申請資格

本会議へ参加を希望する者は、申請時及び令和 8（2026）年 3 月 2 日時点において下記の（A）又は（B）を満たす必要があります。また、過去に本会議に参加した者は対象としません。

- （A） 我が国の大学等学術研究機関*（以下「国内の研究機関」という。）に所属する博士課程学生**又は国内の研究機関で研究に従事する若手研究者***であること（見込みを含む

****。)。国籍は問わない。

- (B) 日本国籍を持つ者又は我が国に永住を許可されている外国籍の者で、海外の大学等学術研究機関等（以下「海外の研究機関等」という。）に所属し、研究に従事する博士課程学生**又は若手研究者***であること（見込みを含む****。）。

- * 我が国の大学等学術研究機関：
以下に挙げる我が国の科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第2条に規定されている研究機関
1）大学及び大学共同利用機関
2）文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
3）高等専門学校
4）文部科学大臣が指定する機関
- ** 「博士課程学生」とは博士課程後期（又はそれに相当する課程）に在学する者を指す。特に（A）の場合は、大学院設置基準に基づき、次のいずれかとする。
1）区分制の博士課程後期第1年次相当以上
2）一貫制の博士課程第3年次相当以上
3）医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第1年次相当以上
- *** 「若手研究者」は、令和7（2025）年4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満の者（令和2（2020）年4月2日以降に学位を取得した者）を指す。
「博士の学位を取得後5年未満の者」には、博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後5年未満となる者も含む。（その場合、事前に相談のこと。）
- **** 「見込み」とは、申請時には申請資格である博士課程学生又は若手研究者ではないものの、令和7（2025）年10月までに国内・海外の研究機関等に所属し、研究に従事することが確定していることを指す。申請時に「博士課程学生」又は「若手研究者」となる予定が証明できること。

10. 申請方法について

日本学術振興会への申請書の提出【電子申請システム】

申請は HOPE ミーティング専用電子申請システム より受け付けます。

申請者は下記の申請締切日時までに HOPE ミーティング専用電子申請システムを通じて申請手続きを進めてください。

以下の提出書類については、本会ウェブサイト掲載の「第17回 HOPE ミーティング申請手順及び申請書類作成要領」に従って作成・提出してください。

なお、様式4の署名については自署または自署の電子画像による署名としてください。手書き風フォントをタイプした署名は認められません。

提出書類 <https://www.jsps.go.jp/j-hope/boshu.html>

様式0【必須】※ウェブ入力	第17回 HOPE ミーティング 参加申請書（申請者基本情報）
様式1【必須】	第17回 HOPE ミーティング 参加申請書
様式2【必須】	第17回 HOPE ミーティング 推薦書
様式3【必須】	第17回 HOPE ミーティング 申請者の所属を証明する文書
様式4【該当者のみ】	第17回 HOPE ミーティング 個人情報の取扱いに関する同意書
様式5【該当者のみ】	第17回 HOPE ミーティング 申請者が日本に永住を許可されていることを証明する文書

11. 申請締切日時

令和7（2025）年9月9日（火）17：00締切

※ 本会は上記締切日時を過ぎた申請書は、いかなる理由があっても一切受け付けません。

12. 選考方法、基準及び結果の通知について

（1）選考方法

参加者の選考は、HOPE ミーティング運営委員会委員による書面審査、及び合議審査によって行います。

（2）選考基準

主な選考基準は、以下のとおりです。

- ① 優れた学術業績があり、科学的知識とその利用の社会的影響について高い関心を有していること。
- ② 科学及び研究に広範かつ深い興味を有していること。
- ③ 科学研究の将来を担う優れた研究者となることが期待できること。
- ④ 本会議への参加により、共同研究や人的ネットワーク形成に寄与する将来性が見込めること。
- ⑤ 交流や議論に積極的に参加する強い意欲及び十分な英語能力があること。

（3）選考結果の通知

選考結果については、令和7（2025）年12月に申請者本人へ通知します。

なお、選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

13. 選考及び参加決定後のスケジュール（予定）

令和7（2025）年

9月9日（火）	申請受付締切
10月	書面審査
11月	合議審査
12月	選考結果の通知・公表

会議参加の準備（必要書類の提出、旅程等の最終確認、アブストラクトの提出）

令和 8（2026）年

3 月 1 日（日） 第 1 7 回 HOPE ミーティング 受付

**3 月 2 日（月）～
3 月 6 日（金） 第 1 7 回 HOPE ミーティング**

3 月下旬 報告書提出

1 4. その他

（1）本会は、本会議参加期間中（参加のための移動期間を含む。）に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。

（2）採用の取消し等

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）のほか、全ての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載（署名の無断転用を含む。）等が認められた場合には、審査の中止、採用決定の取消し、既に配分された資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

なお、本会の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 1 8 年 1 2 月 6 日規程第 1 9 号）については、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiau_kitei.pdf

（3）安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 2 4 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※ 1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

（※ 1）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要

件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型(※2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもお留意願います。

(※2) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、研究開始(契約締結日)までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

(※3) 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri_03.pdf

- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

(4) 研究者情報の researchmap への登録

researchmap は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業参加者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

- researchmap

<https://researchmap.jp/>

(5) JSPS-Net への登録について

JSPS Researchers Network (JSPS-Net) は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者 1 人 1 人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

本事業参加者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

- JSPS-Net

<https://www-jsps-net.jsps.go.jp/>

(6) LinkedIn への登録

LinkedIn は、世界 200 以上の国と地域にいる 10 億人を超える登録メンバーが仕事やキャリアに関する情報を取得、交換することができる、世界で働くすべての人のために、経済的なチャンスを作り出す世界最大のプロフェッショナルネットワークです。

日本学術振興会の情報を LinkedIn でも公開しておりますので、本事業経験者は、JSPS International Academic Collaborations をフォローくださるよう、御協力をお願いします。○

- LinkedIn

<https://www.linkedin.com/company/jsps-international-academic-collaborations>

(7) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、採用された場合、参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名及び参加報告書等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

また、EU を含む欧州経済領域及び英国所在の申請者（以下「EEA 等在住者」という。）については、GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）及び英国の一般データ保護規則に沿い、**様式4**「個人情報の取扱いに関する同意書」を提出してください。なお、申請書類に EEA 等在住者の情報が含まれる場合には、上記の取扱いについて該当者の同意を得てください。

GDPR の詳細に関しては、下記のウェブサイト等を参考にしてください。

○個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/

(8) 生成 AI の利用

申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者の責任において判断してください。

15. 本募集に関する連絡先

独立行政法人日本学術振興会

国際事業部 研究協力第一課

「HOPE ミーティング」担当

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

TEL：03-3263-2414

E-mail：hope-meetings【*】jsps.go.jp（【*】は@に置き換えてください。）

事業ウェブサイト：<https://www.jsps.go.jp/j-hope/index.html>

令和7年度中に公募予定のある学術国際交流事業一覧

(参考)

(※令和7年4月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)		事業概要	1件／1人当たり 支援内容	支援(実施)期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者
共同研究・セミナー・ 研究者交流支援型	二国間交流事業	共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チーム等の持続的ネットワーク形成を目指して、我が国の大学等の優れた研究者が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援。	【対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー】 共同研究:100～250万円以内/年度 セミナー:120～250万円以内 (対応機関により異なる) 【オープンパートナーシップ共同研究・セミナー】 共同研究:200万円以内/年度 セミナー:200万円以内	【対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー】 共同研究:1年以上3年以内 セミナー:1週間以内 (対応機関により異なる) 【オープンパートナーシップ共同研究・セミナー】 共同研究:1年以上2年以内 セミナー:1週間以内	全地域	原則、全分野 (対応機関によっては分野限定)	9月	研究者
		特定国派遣研究者事業 (人物交流課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	日本国内旅費	6～12か月 (派遣国、対応機関による)	エストニア	原則、全分野	8月	研究者
	国際共同研究事業 (研究協力第二課)	欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(ORA)	我が国の大学等の優れた研究者が欧州等4か国(フランス、ドイツ、英国、カナダ)の研究者と協力して行う社会科学分野における多国間国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	2～3年	フランス、ドイツ、英国、カナダ	社会科学	未定	研究者
		スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs)	我が国の大学等の優れた研究者がスイスの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	スイス	全分野	6月	研究者
		ドイツとの国際共同研究プログラム(JRP-LEAD with DFG)	我が国の大学等の優れた研究者がドイツの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	ドイツ	募集回ごとの分野	6月	研究者
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/年度	5年	ドイツ	全分野	未定	所属機関 または部局の長	
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月 (予定)	所属機関 または部局の長	
	研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,800万円以内/年度	最長5年	全地域	全分野	10月	所属機関 または部局の長	
		B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	800万円以内/年度	最長3年	アジア・アフリカ				
	若手研究者 研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	往復航空費 国内交通費 宿泊費等	4日間	フランス(開催地:日本)、米国・ドイツ(開催地:ドイツ)と共催	人文学・社会科学・自然科学の全分野 (対象国ごとに異なる)	6月 12月	研究者
リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)		我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	往復航空費 外国・国内交通費 会議参加費(宿泊費等を含む。)	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野(自然科学、経済学)	8月	博士課程学生 ポストドク研究者	
HOPEミーティング～ノーベル賞受賞者との5日間～ (研究協力第一課)		アジア・太平洋・アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費 会期中の宿泊費 その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア・太平洋・アフリカ地域	物理学、化学、生理学・医学(及び関連分野)	9月	博士課程学生 ポストドク研究者	
外国人研究者の 招へい事業	外国人研究者招へい事業 (人物交流課)	外国人特別研究員(一般)	博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対し、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券) 滞在費 渡日一時金等	12か月以上 24か月以内	全地域	全分野	4月 8月	受入研究者
		外国人特別研究員(欧米短期)	博士号取得前後の優秀な欧米諸国の若手研究者に対し、比較的短期間、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券) 滞在費 渡日一時金等	1か月以上 12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国、英国、スイス、ノルウェー及びロシア)	全分野	6月 9月 1月	受入研究者
		外国人招へい研究者(長期)	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を比較的長期間招へいし、我が国の研究者と共同研究を行う機会を提供する事業	渡航費(往復航空券) 滞在費等	2か月以上 10か月以内	全地域	全分野	8月	受入研究者
		外国人招へい研究者(短期)	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を短期間招へいし、我が国の研究者との討議・意見交換や講演等を通じて関係分野の研究の発展に寄与することを目的とした事業	渡航費(往復航空券) 滞在費等	14日以上 60日以内	全地域	全分野	4月 8月	受入研究者